議案第１３８号

伊佐北姶良火葬場管理組合の解散及び解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和９年９月 30 日をもって伊佐北姶良火葬場管理組合を解散すること及び同法第 289 条の規定により、これに伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

（提案理由）

令和９年９月 30 日をもって伊佐北姶良火葬場管理組合を解散すること及びこれに伴う財産処分について構成団体と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

（別紙）

伊佐北姶良火葬場管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、伊佐北姶良火葬場管理組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

1　土地及び建物

次に掲げる土地及び建物（付属する設備等を含む。）は、全て伊佐市及び湧水町が新たに設立する火葬場の設置及び管理に関する事務に係る一部事務組合（以下「新組合」という。）に帰属させる。ただし、本来霧島市に帰属すべきであった15,292,601円（土地、建物及び工作物を金銭に換算した額）は、火葬場施設「ひしかり苑」を解体撤去する際の負担金に充てることとし、その場合の霧島市負担金の過不足を問わないものとする。

⑴　土地

所在地	地目	面積(㎡)	評価額(円)	利用状況
伊佐市菱刈重留444番地	宅地	14,733.00	16,346,000	ひしかり苑
伊佐市菱刈重留452番地	宅地	771.00		

⑵　建物

所在地	構造	延床面積(㎡)	評価額(円)	利用状況
伊佐市菱刈重留444番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	451.00	1	ひしかり苑火葬炉棟
〃	鉄骨鉄筋コンクリート造	496.00	1	ひしかり苑待合棟
〃	鉄骨鉄筋コンクリート造	62.00	1	ひしかり苑管理人棟
〃	鉄骨鉄筋コンクリート造	179.00	48,294,160	ひしかり苑H27～28改修部分

⑶　工作物

所在地	区分	評価額(円)	利用状況
伊佐市菱刈重留444番地	火葬炉	1	ひしかり苑
〃	気中開閉器	258,000	〃
〃	避雷針	565,000	〃
〃	高圧キュービクル	1	〃

２　その他設備、物品等

次に掲げるその他設備、物品等は、全て新組合に帰属させる。

種　　別	取得年	価　額	利用状況
軽トラック	平成 26 年	1	ひしかり苑
事務机、パソコン、台車等 163 点		1	〃

３　基金

施設機械保全基金 9,305,000 円のうち、霧島市に帰属する 1,676,761 円（令和８年３月 31 日までの基金のうち同市に帰属すべき金額)及び令和８年４月１日から令和９年９月 30 日までの基金積立額のうち､当該年度における同市の運営負担金割合案分率により算出した同市の基金積立額を返還するものとし、残余の基金は、全て新組合に帰属させる。

以上のとおり、協議決定した証として、霧島市、伊佐市及び湧水町の長は、それぞれ押印の上、各自１通を保持する。

令和８年　　月　　日

霧島市長　　中　重　真　一

伊佐市長　　橋　本　欣　也

湧水町長　　池　上　滝　一